

第121回行政苦情救済推進会議 議事概要

1 日時：令和3年7月1日(木)15:00～17:00

2 場所：中央合同庁舎第2号館 行政評価局長室 (Web会議併用)

3 出席者

座長	松尾 邦弘		
	江利川 毅 (Web)		
	小野 勝久 (Web)		
	梶田 信一郎		
	齋藤 誠 (Web)		
	高橋 滋 (Web)		
	南 砂		
(総務省)	行政評価局長	清水 正博	
	大臣官房審議官	武藤 真郷	
	行政相談企画課長	大槻 大輔	
	行政相談管理官	渡邊 靖	

4 議題

(1) 審議案件 (継続案件)

- ① 出入国年月日の確認を要する手続の簡素化について一顔認証ゲートにおける証印 (スタンプ) の省略に伴う負担軽減— (第 120 回付議案件)
- ② 太陽光発電設備を相続した際の名義変更手続について (第 118 回、第 119 回及び第 120 回付議案件)

(2) 結果報告

- ① 育児休業給付金の受給期間延長申請に関する制度の周知の徹底等 (第 118 回及び第 119 回付議案件) (あっせん)
- ② 有効期限切れとなった国民健康保険被保険者証等の処分方法について (第 120 回付議案件) (あっせん)

5 議事概要

(1) 審議案件（継続案件）

事務局から、資料に基づき事案の内容の説明が行われた後、事案の検討が行われた。主な意見は以下のとおり。

出入国年月日の確認を要する手続の簡素化について—顔認証ゲートにおける証印（スタンプ）の省略に伴う負担軽減—

- ・ 顔認証ゲートの導入により、空港における出入国手続が迅速化されたのはいいが、証印で確認していた様々な手続をどうするのかという議論をしていなかったというのは、国の有り様としていかなるものか。利便性に着目して新しい制度を入れたことによって不便が生じている。証印を必要とするような事項について、打つ手が何も組み込まれていない。当会議としては、そこを指摘せざるを得ない。このまま放っておけない。
- ・ 証印が必要になる場合があるということを、空港を利用する人たちに周知する方法を考え、実施できるものは実施する必要がある。簡単で分かりやすい文章で、なぜ必要かということに記載して、これなら旅券に証印を受けておいた方がいいと利用者が判断できるような手立てをこの機会に考えてほしい。
- ・ 関係する府省で、証印を省略したことでどういう問題が起きていて、それに対して、こういう解決策がある、ということをお話し合う必要があるのではないかと。
- ・ 他国ではどうしているのか。他国の対応状況を知りたい。
- ・ 誰がいつ入国したというデータはあるが、それを必要な行政手続にどのように提供していくかということについては、検討が遅れているというか、あまり問題意識を持ってこなかったのではないかと。これから政府全体としてデジタル化を進めていくのだから、当面どうするかという話とは別に、様々な観点から検討してもらいたい。
- ・ ゲートを顔認証でデジタル化したのに、証印という紙の制度が残っている。100%デジタル化するのが政府方針なので、その方向で法務省として責任をもって検討してほしい。一番の手段はマイナンバーカードだと思う。政府としても、運転免許証との兼用を含めているいろいろな機会でもマイナンバーカードを使えるようにしましょうということになっているので、法務省が中心となって関係機関とともに、マイナンバーの活用について検討してほしい。
- ・ 転入届については、総務省はトラストアンカーという言い方をしているが、マイナンバーの前提となる本人確認の最後の確保手段は転入手続であるというのが彼らの見解であり、転入のところはしっかり見たいという意識がある。したがって、転入時の入国年月日などの確認を不要とするのは難しいと思う。
- ・ 法務省ではなく証印を使用する各機関の対応になるが、証印がなくてもある程度柔軟に取り扱っているところがある場合、その範囲をより拡大する、あるいはそういう取扱いを広めていく方向で考えてほしい。取扱いの基準を作ることで、認められる範囲が狭

まってしまうては意味がない。

- ・ 短期的な方法について、法務省は飛行機の中での周知については消極的だが、せめて空港内での案内を大きくするなど、できる限りの対応を考えてほしい。
- ・ 空港でのPR、周知は大事だと思う。長期的な対応としては、マイナンバーの活用という視点からも検討してほしい。
- ・ 証印を必要とする手続を所管している機関において、証印が本当に必要か考えてもらって、不要であれば不要とする。できない場合は、別の方法で代替できるようにする。もう一つ、証印が必要という情報を空港や機内で確実に周知する。その両方をできるところまでやって、国民の負担を少なくする。その上で、別途証印を取る手立てを設けているのでそっちに行ってもらおうということにしなければ、国民の納得が得られないと思う。
- ・ 本件の解決のために、マイナンバーの活用が議論にあがっているが、マイナンバーを周知するいい機会だと思う。制度ができてから随分な期間が経過しているのに、カードの普及が進まないのは、国民の多くが喫緊の必要性を感じていないからではないか。むしろカードの悪用を心配して作らない人が多いのが実情だと思う。
- ・ 今回の問題は、今、議論することではなく、制度導入時にきちんと議論するべきだった。今後も様々な分野でデジタル化を進める過程でこういう問題が起こりうるので、便利の裏にはこういう問題があるという具体的な一例として、国民に知ってもらう必要がある。

太陽光発電設備を相続した際の名義変更手続について

- ・ 規制改革推進会議において押印の果たす役割について色々議論している。押印については二重の推定という議論があるが、今の時代、メールでのやりとりなどにより、様々な経緯で、電子での本人確認や真実性の証明など、本人確認機能があるのではないかとし、書面の省略を進めてきた。
相談①の原本の件について、役所がきちんとした形で保管していて、それがデジタルのものであっても、保管の状況と、デジタルに加工がされていないことが証明できれば、証拠書類としての意味はあるのではないかと。規制改革推進会議での押印省略の議論なども参考にし、再度整理すべき。
- ・ 偽造のインセンティブも同様で、有印私文書偽造という刑法上の罰則があるが、別に有印でなくても私文書偽造になる。デジタルについても偽造すればこれは刑法上の罪になりますよということを、手続の段階でしっかり申請者が認識できる仕組みとなっていれば、特段、偽造のインセンティブを誘発するというほどでもないのではないかと。これも同じく規制改革推進会議の議論などを参考にし、再度整理すべき。
- ・ 原本と写しとの関係であるが、写し自体はコピーであっても、何らかの形でその原本から正確にコピーしたものだという意味で、意義付けのようなものが写しの方にされ、

それに原本に相違ない旨の権利者の署名と押印などがあれば、当該文書は、立派な私文書になり、当該文書を偽造すると刑法上の罪に問われることの位置付けを明確にすることで良いと考える。

- ・ 相談④について、柔軟な対応というときに、どのような場合に認められるのか又は認められないのかということが、事前に明らかでない申請者にとって意味がない。なるべくわかりやすく、基準というか、どういう場合に認められているのかということを整理し申請者に明らかにする必要がある。

(2) 結果報告

育児休業給付金の受給期間延長申請に関する制度の周知の徹底等（あっせん）

事務局から、資料に基づき、あっせんに対する厚生労働省からの回答（措置結果）について説明が行われた。特段、質疑等はなかった。

有効期限切れとなった国民健康保険被保険者証等の処分方法について（あっせん）

事務局から、資料に基づき、当会議の意見を踏まえ厚生労働省へあっせんした旨説明が行われた。特段、質疑等はなかった。

以 上